

文教常任委員会 所管事務調査報告書

委員長	西田 政充	
副委員長	大橋 智洋	
委員	松岡ちひろ	岡沢 龍一
	工藤 衆一	千葉 清司
	山口 勤	藤田 幸久

1. 調査事件

枚方市の小中一貫教育について

2. 調査状況

(1) 常任委員会

平成27年 8月 5日 (水)	教育委員会からの資料説明、質疑応答
平成27年 9月16日 (水)	教育委員会からの資料説明、質疑応答
平成27年10月19日 (月)	委員間協議
平成27年11月20日 (金)	所管事務調査報告(案)の提示
平成27年12月11日 (金)	所管事務調査報告(案)の再提示
平成27年12月17日 (木)	所管事務調査報告(案)の確定

(2) 視察調査

平成27年 9月17日 (木)	凌風学園(京都市)、 千里みらい夢学園(吹田市)
平成27年10月16日 (金)	山田東小学校、殿山第一小学校

3. 調査目的

近年、子どもの発達段階や成長過程の変化を背景に、小中一貫教育に取り組む自治体が増加している。このような中で、本市においても、小中一貫教育の導入に向けた検討が進められ、平成28年度からは、これまで取り組んできた小中連携の成果と課題を踏まえた上で、義務教育9年間を見通した教育活動が全ての中学校区で展開される予定となっている。

本市の学校教育が転換期を迎える中、平成27年度の文教常任委員会では、小中一貫教育が一人一人の児童、生徒にとってよりよいものとなるよう、「枚方市の

小中一貫教育について」をテーマに所管事務調査を行ったものである。

4. 調査内容

(1) 小中連携教育の取り組みについて

本市における小中一貫教育の導入は、平成22年度から実施されてきた小中連携事業の取り組みを基盤に進められている。

この小中連携事業は、当時全国的に課題となっていた中1ギャップの解消や、小・中学校間の連続性の確保を重視した平成20年の学習指導要領の改訂に対応することを目的に、中学校区を単位として、第1期（平成22年度～平成24年度）では、「学習規律の確立」、「学びの連続性の確立」、「家庭・地域との連携」、「交流活動」という4つの柱を設定し、また第2期（平成25年度～平成27年度）では、各教科・領域について、義務教育9年間を見据えたカリキュラムの作成、実践及び検証などに重点を置いて行われている。

本委員会の調査では、教育委員会からの資料提示と説明に加え、中学校教員による小学校での英語授業などの視察を実施し、各中学校区における小中連携の取り組みが、小・中学校教員の相互理解の促進や、小学校から中学校への円滑な接続に一定寄与していることが確認できた。

(2) 小中一貫教育の導入について

平成28年度からの小中一貫教育では、小・中学校間の段差に起因する不登校や、低年齢化、複雑化する問題行動等が引き続き生じていること、さらには児童、生徒の学力及び学習意欲の向上といった課題等への対応を図るため、小中連携教育の取り組みをより継続性、一貫性のあるものへと発展させることとしている。

具体的には、「9年間を見通した教育課程の創造と小・中学校の円滑な接続」、「中学校区の指導力と組織力の向上」という2つの柱に基づき、全ての中学校区に共通する施策として、①確かな学びの育成、②自立の力の育成、③特色ある一貫教育の推進、④小・中学校間の円滑な接続、⑤共同体組織の構築、⑥事務連携の推進の6つを掲げている。

そのうち、まず、①、②では、教員が教育課程の構造及び授業における独自性、連続性を理解し、小・中学校で一貫性のある指導を行うことで、授業力の向上から学力向上につなげるとともに、各中学校区における道徳教育やキャリア教育といった取り組みを充実、発展させていくことなどを内容としている。

次に、③では、現行制度の範囲内において、9年間で4・3・2制や5・4制

に区分するなど、子どもの発達段階に応じた教育や、英語教育、ICTを活用した教育を内容とするグローバル科の創設などを検討することとしている。

次に、④では、中学校登校や乗り入れ授業などの実施を、⑤では、中学校区を一つの共同体として運営していくための組織づくりや小・中学校合同での授業研究を、⑥では、中学校区を単位として、地域と一体となった学校づくりなどを進めることとしている。

以上のように、全ての中学校区に共通する施策としてさまざまな取り組みが予定されているが、各中学校区が現状や課題に応じて個々に取り組むべきメニューを判断し、実施していくこととしている。

(3) 学校施設のあり方について

小中一貫教育には、施設一体型、施設分離型の大きく分けて2つの施設形態があるが、施設一体型の小中一貫校については、施設整備に関し財政面を含め多くの課題があることから、本市では、既存の小・中学校施設を生かした施設分離型による小中一貫教育を基本としつつ、小規模校や老朽化といった課題を有し、それらの整備に際し新たな用地取得を要しないなどの条件が整う場合に限り、設置も視野に入れた検討を行うこととしている。

本委員会では、先進都市研修として、小中9年間の一貫した生活指導、学習指導により、学習規律の確立や学力の向上といった面で成果を上げている施設一体型の事例、小学6年生による中学校登校を毎週実施することで、小・中学校間の段差の解消につなげている施設分離型の事例をそれぞれ視察した。

5. 委員会における主な提言・意見要旨

(1) 小中一貫教育の基本的な方向性について

【委員会としての提言】

- 小・中学校間の段差から生じる諸問題への対応、学力を初めとした教育効果の向上に向けて、小中9年間の連続性、系統性を生かした教育を推進し、児童、生徒の学びや育ちをつないでいくことが必要である。平成28年度からの小中一貫教育により、小・中学校の滑らかな接続や教職員間の連携強化が図られることとなるが、小・中学校間の打ち合わせや交流活動など、教員の負担感が増加するおそれがあることから、一人一人の児童、生徒に向き合う時間を確保するため、引き続き、教員の確保やICTの活用など、多忙化解消のための取り組みを進めること。

【各委員から出された意見】

- 義務教育においては、子どもたちの教育内容に差があってはならない。モデル校をつくって取り組みを行うことなども想定されるが、中学校区間で教育格差が生まれないように留意すること。
- 小中一貫教育では、校種を超えた教職員の連携や、家庭、地域と一体となった取り組みが必要となる。したがって、その導入に当たっては、教育委員会だけで進めるのではなく、保護者や現場の教職員の意見をしっかりと聞きながら行うこと。
- 子どものしつけや道徳心の涵養など、それらを全て学校で行うとなると、教職員の負担は一向に軽減されない。多忙化の解消に向けて、学校、家庭、地域の役割を明確にすること。
- 6つの共通施策については、その実施を決して強制することなく、各中学校区が課題等の状況に応じて主体的に行うことができるよう配慮すること。

(2) 小中一貫教育の具体的な取り組みについて

【各委員から出された意見】

《確かな学び、自立の力の育成について》

- 全国学力・学習状況調査の結果のみにとらわれることなく、知、徳、体のバランスのとれた生きる力の育成に努めること。

《特色ある一貫教育の推進について》

- 特色ある取り組みを行う際には、英語教育であれば英語教育指導助手（J T E、N E T）を活用して小学1年生から実施するなど、児童、生徒の能力を伸ばすという視点に立ち、その内容を検討すること。
- 義務教育においては何が必要かという公教育の役割を踏まえた上で、小中一貫教育を進めること。
- 学習に困難を抱える子どもたちの可能性を高める手段として、I C Tを効果的に活用した実践に期待が寄せられている。教科指導でのタブレット端末の有効活用などを含め、本市においても小中一貫教育における支援教育のあり方を検討していくこと。
- 子どもの学力向上のため、小学校における教科担任制を初めとしたさまざまな手法を研究し、特色ある取り組みとして実践すること。

《小・中学校間の円滑な接続について》

- 中学校登校により授業やクラブ体験を行うことで、小学生は中学校進学後のイメージをつかむことができる。小・中学校間の段差の解消につながる取り組みであり、本市でも実施することが望ましい。また、中学校登校をより効果的なものとするためには一定の頻度を確保することも必要である。
- 小中一貫教育を導入している先進市の視察において小1プロブレムへの対応が課題として挙げられており、就学前を含めた10年間で取り組みを行うことが現実的である。今後は、保育所、幼稚園を加え、10年間を通じた系統的な教育として実施していくこと。

《共同体組織の構築について》

- 小中一貫教育を成功させるためには、教員の取り組み姿勢、学力観や指導観の共有が重要となるため、中学校区としての研修を充実させるなど、共同体として進めるということに留意すること。
- 学校業務の精査や改善を行うとともに、教員力を向上させる小中一貫のカリキュラムを作成、実践すること。
- 教員の指導力向上のため、教職員研修に創意工夫を加え、各中学校区における教科ごとの部会の設置や合同研究など、校種を超えた研究を深める取り組みを支援すること。
- 算数の指導方法が統一されていないことなどにより、中学進学時点で学力に差のつきやすい数学などの科目については、校種を超えた連携により連続性のあるカリキュラムを作成、実践し、授業改善を行うこと。
- 中1ギャップなど発達段階特有の段差への対応を含めた生きる力の育成に当たり、学校、中学校区が、専門家の活用も含め、チームとして子どもを支援する体制を整えること。

《事務連携（地域連携）の推進について》

- 教育委員会だけで進めるのではなく、コミュニティ・スクールなどの取り組みによって学校と地域との信頼関係を構築した上で、地域との連携のもと、中1ギャップなど教育課題の解決に努めること。
- 小・中学校間の縦の一貫教育とともに、横の一貫教育として、学校、家庭、地域が協働した地域ぐるみの教育を推進すること。

- 児童、生徒への指導に当たっては、家庭教育との連携を図るべきであり、子ども会などの活動を通じ、保護者とのつながりを深めることのできるような取り組みを行うこと。
- 地域の高齢者の知恵を教育現場に生かせる仕組みを検討すること。

(3) 学校施設のあり方について

【各委員から出された意見】

- 少子化の進行に伴い小規模校が増加していく中で、学校規模による教育格差が生じないよう、子どもの人数に合わせた適正な施設配置が必要となる。施設分離型の小中一貫教育の実施とあわせ、可能な範囲で取り組みを進めていくこと。
- 少子化により増加する空き教室において、幼児などが高齢者と触れ合うことによりさまざまな学びを得ることができる場を設けるなど、その有効活用を検討すること。